

同時発表	北海道開発局、東北／関東／北陸／中部 ／近畿／中国／四国／九州地方整備局
------	---

平成 21 年 8 月 13 日  
国土交通省河川局

## 河川管理上の技術的な課題の解決のため、共同研究の公募を開始 ～河川技術研究開発制度 地域課題分野 公募の開始について～

国土交通省が管理する河川が抱える管理上の技術的な課題を、現場の事務所と地域の研究者が共同研究を通して解決することを目的として、河川技術研究開発制度（地域課題分野）を創設しました。

本日（8月13日）より研究課題の公募を開始し（〆切は9月14日（月））、応募のあった課題について、有識者で構成される河川技術評価委員会地域課題評価分科会の審査を経て、地域の研究者と国土交通省の現地の事務所等が共同研究を実施します。

詳細は、国土交通省河川局のホームページに掲載しております。

<http://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/tiikikadai/index.html>

### 問い合わせ先

河川局 河川計画課

河川情報対策室 企画専門官 宮本 健也 （内線 3 5 3 8 2）

代表 0 3 （ 5 2 5 3 ） 8 1 1 1 夜間直通 0 3 （ 5 2 5 3 ） 8 4 4 6



## 河川技術研究開発制度

# 平成21年度河川技術研究開発公募(地域課題分野)

国土交通省が管理する河川が抱える管理上の技術的な課題を、現場の事務所と地域の研究者が共同研究を通して解決することを目的として、河川技術研究開発制度(地域課題分野)を創設しました。

本日より研究課題の公募を開始し、応募のあった課題について、有識者で構成される河川技術評価委員会地域課題評価分科会の審査を経て、地域の研究者と国土交通省の現地の事務所等が共同研究を実施します。

### 1. 河川技術研究開発公募(地域課題分野)の目的

河川技術研究開発公募(地域課題分野)は、国土交通省が管理する河川またはその流域が抱える河川管理上の技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する若手研究者と河川管理者が、各河川(流域)をフィールドにした現地調査等を通して共同研究を行い、研究の進展と河川管理上の課題の解決に着実な成果を得ることを目的としています。

研究課題は、河川技術評価委員会に設置された地域課題評価分科会の審査を経て決定し、委託契約を締結することにより研究体制を構築して研究を進めます。

### 2. 公募課題と研究体制

#### <課題>

国土交通省が管理する各河川またはその流域が抱える一般的な河川(流域)管理上の技術的な課題、または特定の河川(流域)に固有の河川(流域)管理上の技術的な課題

※河川管理上の技術的な課題例

流域内の健全な水・物質循環の構築に関する研究／河川工学、水文学などに関する研究／水害等の被害の軽減に関する研究／総合的な水資源対策に関する研究／河川工事・維持管理技術に関する研究／生態系・景観など河川環境の向上に関する研究 等

#### <研究体制>

(1) 研究者と各河川の管理を行っている国土交通省地方整備等が連携し、共同で研究を実施することとします。研究成果の公表は共同で行うものとします。

(2) 土木学会水工学委員会河川懇談会が主催する研究発表会において、中間報告及び最終成果報告を行っていただきます。

応募〆切  
9月14日  
(必着)

#### <提出先、問い合わせ先>

〒100-8918

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通省河川局河川計画課河川情報対策室

河川技術研究開発公募 担当 係

電子メール: [kasenkoubo@mlit.go.jp](mailto:kasenkoubo@mlit.go.jp) FAX: 03-5253-1602

実施要領などの詳しい情報は河川局・河川技術研究開発公募ホームページまで

<http://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/tiikikadai/index.html>

### <応募資格>

本公募における、応募資格は、以下の条件を満たす研究者です。

◎各河川の管理を行っている地方整備局等と連携し、共同で研究が可能な研究者とします。

◎下の①～③の機関に属する研究者とします。

- ①大学等の教育機関(付属研究機関を含む)
- ②民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人
- ③河川局長が共同研究を実施することが適当と認める学会及び業界を代表する協会、法人または個人

◎研究体制は、若手の研究者を中心に構成されることとします。

### <条件> 知的財産権の排他的実施の制限

本制度による当該地域課題研究の成果である特許権等について専用実施権及び独占的な通常実施権を設定しないこととします。

### <技術研究開発期間>

本制度による技術研究開発の期間は原則、最長3年として応募することが可能です。

### <費用負担>

費用負担の限度額は、技術研究開発の期間にかかわらず合計500万円です。

1. 地域分野の課題を公募
2. 研究機関等から応募
3. 地域課題評価分科会に審査依頼
4. 審査を実施
5. 審査結果に基づき、研究を委託
6. 成果評価(中間・最終)

